

つくば市議会請願条例（平成16年つくば市条例第27号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第5条（略） （請願の訂正又は撤回）</p> <p>第6条 請願者は、会議の議題となった請願を訂正し、又は撤回しようとするときは、議会の<u>許可</u>を得なければならない。</p> <p>2 請願者は、会議の議題となっていない請願を訂正し、又は撤回しようとするときは、議長の<u>許可</u>を得なければならない。</p> <p>3 請願者は、<u>前2項の許可</u>を得ようとするときは、あらかじめ紹介議員の承諾を得なければならない。</p> <p>第7条（略） （紹介の取消し）</p> <p>第8条 紹介議員は、会議の議題となった請願について、表決の前に限り、付託された委員会の承認を得た上で議会の<u>許可</u>を得て紹介を取り消すことができる。</p> <p>2 紹介議員は、会議の議題となっていない請願について、議長の<u>許可</u>を得て紹介を取り消すことができる。</p> <p>3（略）</p> <p>第8条の2（以下略）</p>	<p>第1条—第5条（略） （請願の訂正又は撤回）</p> <p>第6条 請願者は、会議の議題となった請願を訂正し、又は撤回しようとするときは、議会の<u>同意</u>を得なければならない。</p> <p>2 請願者は、会議の議題となっていない請願を訂正し、又は撤回しようとするときは、議長の<u>承認</u>を得なければならない。</p> <p>3 請願者は、<u>第1項の同意又は前項の承認</u>を得ようとするときは、あらかじめ紹介議員の承諾を得なければならない。</p> <p>第7条（略） （紹介の取消し）</p> <p>第8条 紹介議員は、会議の議題となった請願について、表決の前に限り、付託された委員会の承認を得た上で議会の<u>同意</u>を得て紹介を取り消すことができる。</p> <p>2 紹介議員は、会議の議題となっていない請願について、議長の<u>承認</u>を得て紹介を取り消すことができる。</p> <p>3（略）</p> <p>第8条の2（以下略）</p>